

## 図表で知る環境規制の初歩【No.30】

### 解説30 PRTR 法とは？

PRTR は Pollution Release and Transfer Register の略で、日本では「化学物質管理促進法」に相当し、正式には、「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」のことを指します。長い題名のために「環境汚染物質排出量・移動登録」あるいは単に「PRTR 法」のように略して使用されます。

事業活動に伴って排出される有害化学物質の量と移動量の算定と届け出を義務付けた法律で、特に化学物質が工場から大気・水域・土壌といった環境中へ排出される量（排出量）や廃棄物などともに事業所（工場）の外へ運び出される量（移動量）を把握、集計し、国に届け出ることを義務付けている法律です。

表 1 に示すように PRTR 制度のルーツはオランダから始まり、米国で確立されました。そして1996年 2 月に経済開発機構（OECD）が加盟国への導入を勧告し、日本では1999年 7 月に法制化され、2003年 3 月に対象となる化学物質などを政令で指定したものです。

指定には、354種類の第一指定化学物質と81種類の第二指定化学物質がありますが、2008年11月21日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を公布したことにより、対象物質が435物質（第 1 種354物質、第 2 種81物質）から562物質（第 1 種462物質、第 2 種100物質）となりました。

PRTR 法の対象は第 1 種462物質が対象となり、2010年 4 月 1 日より「把握」が必要で、2011年の 4 月 1 日から「届出」の対象となります。

表 1 PRTR 制度の歩み

年度	国	PRTR 制度の歩み
1974 年	オランダ	「排出目録制度」(EIS) を開始し、後の PRTR となる
1986 年	アメリカ	「有害物質排出目録 (TRI=Toxics Release Inventory)」制度が出来、これが世界最初の PRTR 制度といわれている
1987 年	アメリカ	「緊急対処計画及び地域住民の知る権利法 (EPCRA=Emergency Planning and Community Right-to-Know Act)」が成立
1996 年 2 月	OECD	PRTR 制度を実施に関する理事会勧告を出す。勧告は 3 項目あり、勧告と同様の扱いをして下さいという 14 の基本原則から構成されている。3 年後の 1999 年に加盟国は、取り組み状況を理事会に報告することを指示
1996 年		「リスク・マネジメント・プログラム・ルール」の法律が制定され、工場での緊急対策を、より詳細に作成が必要
1996 年 10 月	日本	「PRTR 技術検討会」(座長：近藤次郎東京大学名誉教授) を設置
1997 年 5 月	日本	「PRTR 技術検討会報告書」として取りまとめ、これをもとに PRTR 導入に向けてのパイロット事業を開始
1997 年	日本	環境庁で PRTR の検討が本格化
1998 年 6 月	UNECE	国連欧州経済委員会 (United Nations Economic Commission for Europe) にてオース条約が採択され、オース条約の第 5 条「環境情報の収集と普及」9 項において、締約国に対して、PRTR 制度の確立を求めた
1998 年 9 月		OECD の会議で、知る権利 (Right-to-Know) について討議
1999 年 7 月 7 日	日本	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が成立
2001 年 4 月	日本	PRTR 制度施行開始 (従業員数 21 人以上で、対象物質の年間取扱い量が 1 トン以上に義務付ける)
2001 年 10 月	UNECE	オース条約が発効
2002 年 4 月	日本	PRTR 法による届出が始まる
2003 年 2 月	EU	欧州委員会は「環境情報への公衆アクセスに関する EU 指令 (EC/4/2003) を提案
2003 年 3 月	日本	第 1 回目の PRTR 法による対象物質の集計結果が経済産業省／環境省から報告される
2003 年 5 月	UNECE	PRTR 議定書を採択
2005 年 5 月	EU	「環境情報への公衆アクセスに関する EU 指令 (EC/4/2003) が発効
2008 年 11 月 21 日	日本	改正化学物質管理促進法施行令が公布され、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を公布。対象物質が 435 物質 (第 1 種は 354 物質、第 2 種は 81 物質) から 562 物質 (第 1 種 462 物質、第 2 種 100 物質) となり、PRTR 法の対象は第 1 種 462 物質が対象となり、2010 年 4 月 1 日より把握が必要で、2011 年の 4 月 1 日から届出に対象となる
2009 年 3 月	日本	経済産業省／環境省が PRTR 排出量等の算出マニュアル (第 4 版) を策定
2009 年 10 月 1 日	日本	新規指定化学物質に基づく MSDS の提供開始
2010 年 4 月 1 日	日本	新規指定化学物質の排出量、移動量の把握開始 (PRTR の 2010 年度分届出は 2011 年 4 月～)
2011 年 4 月 1 日	日本	新規指定化学物質の排出量、移動量の届出開始

電子回路製造業ではエッチング液として「塩化第二鉄」(塩鉄)が使用されています。今回の改正で、塩化第二鉄が第一種指定化学物質に追加(改正後の号番号は71)されました。年間1トン以上使用する企業は2010年4月1日から使用状況の把握が必要となり、2011年4月1日より届出義務が発生します。これは法律で定められたもので、遵守が必要となります。

金属鉱業、製造業、電気業など政令で指定される指定24業種のうち、常用雇用者数21人以上、第一種特定化学物質の年間取り扱い量が1トン以上もしくは特定第一種指定化学物質の年間取り扱い量が0.5トン以上の事業所を有している企業が対象となります。PRTR法の概要は図1のようになります。

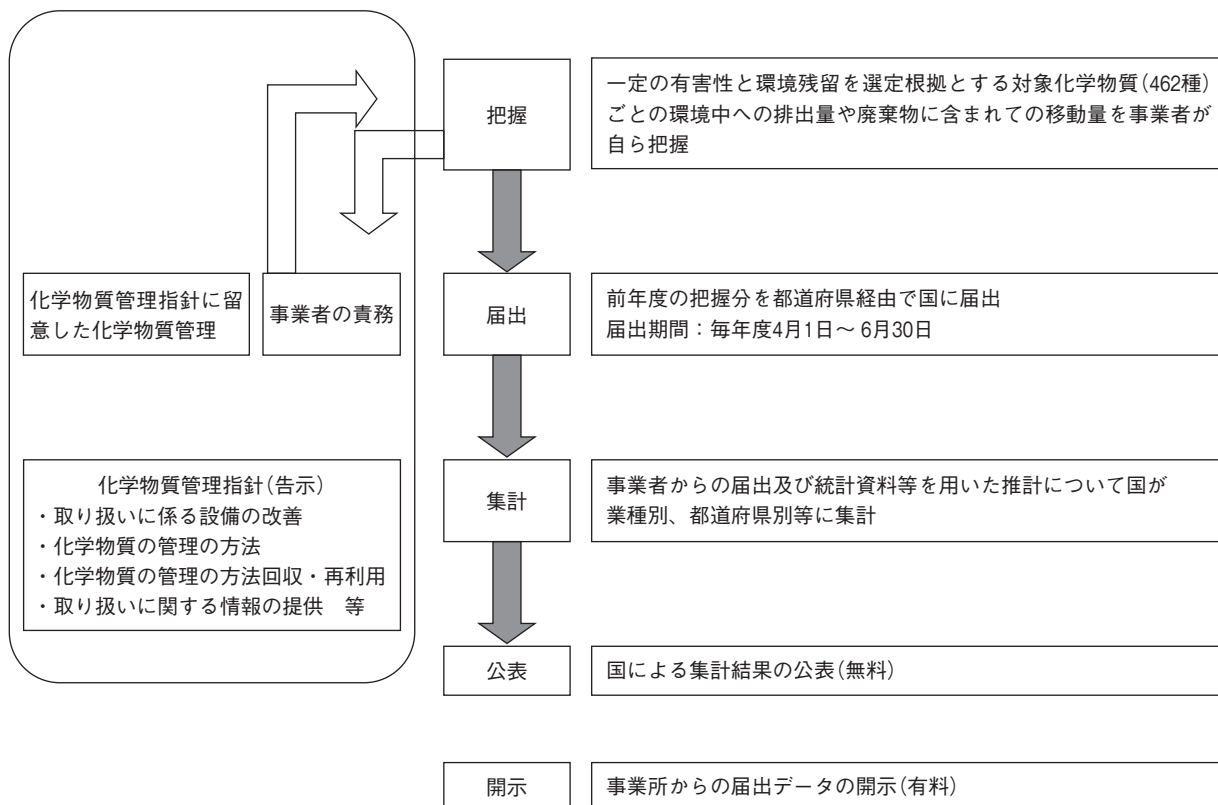


図1 PRTR制度の概要

また、管理の改善として、化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置として化学物質安全性データシート(MSDS=Material Safety Data Sheet)の提出が必要で、第一種指定化学物質(462物質)と第二種指定化学物質(100物質)の合計562物質が対象となり、2009年10月1日より施行されました。

〈参考資料〉

- ・PRTR法の全般

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/about/index.html>

- ・PRTR法の対象物質の第一種指定化学物質(462物質)のリスト

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/pdf/090311\\_1-zentai.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/090311_1-zentai.pdf)

- ・MSDS対象物質562物質

<http://www.prtr.nite.go.jp/data/xls/prlaw03.xls>